

令和 6 年11月定例会 経済委員会（付託）

令和 6 年12月10日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

井村委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

な し

中藤農林水産部長

本委員会における報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井村委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡田（理）委員

事前委員会で鳥インフルエンザについての報告がございましたが、まず、今シーズンの日本の養鶏場におけるこれまでの鳥インフルエンザの発生状況についてお伺いしたいと思います。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員より、これまでの鳥インフルエンザ発生状況につきまして御質問を頂きました。

今シーズン、これまでで最も早い10月17日に、北海道の養鶏場において国内1例目の発生が認められました。

その後、関東、信越、中国、四国、九州と、全国各地で相次いで発生が確認されており、昨日までに10道県12事例、約124万羽が殺処分の対象となっております。

これは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースであり、例年12月から2月に発生のピークを迎えることから、これからの時期は最大の注意が必要であると考えております。

また、昨日夜には全国13例目となる、愛媛県西条市の約15万羽飼養の養鶏場での鳥インフルエンザの疑い事例が確認され、本日朝、遺伝子検査の結果、陽性との発表があり、疑似患畜が確認されているところです。

四国ではや2例と、いつどこで発生しても不思議ではない状況となっていることから、県では養鶏農家に対し、発生防止対策について指導を行っているところでございます。

岡田（理）委員

鳥インフルエンザは寒くなって始まるというイメージで冬のものと思っていたのですが、今年は11月まで暑い日が続いていた中で、報告していただいたように10月に発生しており、今までの想定を超える早さで気温と関係なく広まっています。

また、日本各地で広まっており、四国においても昨日の分で発生したということで、隣まで来ていますので、県としても厳重な備えをしていただいて、徳島の養鶏産業を守っていただけるようお願いします。

もう一つは、養鶏業者の方にとったらそこまで来ているというか、今まで思っていた方法ではなかなか防げない状況もありますので、今まで発生したところの情報のエビデンスをしっかりと取っていただいて、防ぐ対策として県としても養鶏農家さんに情報提供していただくとともに、対策を強化していただけるようお願いしたいと思います。

今シーズン、県が発生防止に努めてきた対策と防疫対策について、具体的にどのようにされているのかお話しいただけますか。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員より、県がこれまでにやってきた防疫対策について御質問を頂いたところです。

近年の鳥インフルエンザ発生時期の早期化を踏まえまして、9月末までには県内の全養鶏農場への立入指導を行っています。

また、立入時に衛生管理などに不備が認められた場合には指導を行いまして、再度立入りし、改善状況を確認しております。

さらに、近くにため池があるなど発生リスクが高いと判断される養鶏場には、継続的な立入りを実施しておりまして、飼養衛生管理の遵守徹底の指示・指導を行っております。

このような取組のさなか、先ほど御説明させていただいたとおり、10月17日に北海道の養鶏場において国内1例目の発生が認められた際には、直ちに危機管理会議を開催し、県内全養鶏場への消毒用消石灰の配布を決定するとともに、全養鶏農家に対し消毒命令を発出したところです。

また、11月6日には県内阿南市で回収された死亡野鳥で感染が確認されたことを受け、鳥インフルエンザ・とくしまアラートをステージⅣの特別警報に引き上げ、適時適切に警戒を強めております。

県では、これまでにない発生リスクの高まりに対し、緊張感を持った対応を養鶏業者で共有しながら、発生防止対策につなげているところでございます。

岡田（理）委員

早期に発生していることに対して、県も早期に重ねて対応していただいているということで、養鶏業者にとっても県民の皆さんにとっても安心する材料だと思います。いつ発生するかは、渡り鳥であったりため池であったり、キーワードは今まで発生している例から

もいわれているように重点的にされているところはあると思うのですが、私たちもニュースを聞いても何がきっかけで起こるのか、発生する条件がよく分からないので、是非対応を重ねていつ何があっても起こさないというところで、皆さん一丸となって実効性の高い指導をお願いしたいと思います。

あと、令和2年度には県西部において鳥インフルエンザが2例発生したこともありましたが、先ほどから言っておりますが、今年は徳島県内においては発生しないような協力体制を取って備えていただきたいと思います。鳥インフルエンザが万が一発生した場合にはどのような対応を取るのか、シミュレーションされているいろいろな決まっていると思うのですが、どのような計画になっているのですか。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員より、万が一、県内で鳥インフルエンザが発生した場合の対応、備えについて御質問を頂いております。

鳥インフルエンザ発生農場では、原則24時間以内の殺処分と72時間以内の焼埋却処分を実施することが求められておりまして、緊急の対応が必要となることから、シーズン前には庁内の初動動員体制の確認を行い、万が一の発生に備えております。

また、10月7日には県関係部局、市町村、支援協定締結団体、養鶏業者などを広く集めて、高病原性鳥インフルエンザ対策連携協議会を開催することで、シーズンインを前に初動体制の協力関係について確認を行ったところです。

さらに、防疫作業をする職員を対象に改めて初動防疫対応を確認するため、現場対応の拠点となる南部・西部総合県民局及び東部農林水産局において、現地対策本部の設置や消毒作業などの実践的な訓練を行っており、危機感を持った現実的な訓練となるよう工夫を凝らし実施しております。

これまでの経験や訓練を重ねることにより、万が一県内で発生した場合にもスムーズな防疫作業の開始が可能な体制づくりを構築しているところでございます。

岡田（理）委員

日頃からしっかりと訓練して、いろんなことを想定しながら対応されているということですので、万が一のときにも対応できるようにしていただきたいと思います。

ただ、予算は予備費や危機管理費ということなんですが、緊急時なので予算立てを待つことなく、先にいただいていると思うのですが、その部分は、今期に関しては大丈夫な状況なんですか。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員より、予算について御質問を頂きました。

先ほども少しお話をさせていただきましたが、今年度におきましても、北海道の第1例目のときの緊急の消毒、石灰の配布につきましては危機管理費を、隣県の香川県での発生時には消毒ポイントを設置し、そのときは予備費を活用させていただきました。

予算措置につきましては、庁内の協力を得ながらスムーズな対応ができているかと思っております。

今後とも、非常時にはすぐさま対応していきたいと思います。

岡田（理）委員

現状として、緊急時には対応できるという話なので少し安心したのですが、ただ待ったなしの状況ですし、検査結果が出てからではなく検査する段階から皆さん初動体制に入っているからこそ、今のところ広がらずに済んでいると思います。

そのあたりの予算をしっかりと確保できるように、予備費など急ぐものは使っていて、徳島県内の産業を守っていただくというところには、私たちも賛同していきたいと思いますので、遅れることなく、少しでも被害が小範囲で終わるような対応と、それとまた、近県で起こっていますので、徳島県に入らないようにする、防ぐというところにおいても重ねて対策をしっかりとさせていただくようお願いして、終わります。

古野委員

徳島県で大量に生産されている、ユズ、スダチ、ユコウ、香酸かんきつ類の青果に該当しない、加工に回る原料として搾汁され、果汁を取られたあとの残渣の処理について、状況を把握されているのか、お聞きしたいと思います。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、香酸かんきつの残渣処理の現状について御質問を頂いたところでございます。

スダチ、ユズの残渣処理の状況について主要なJAに聞き取りを行ったところ、主には堆肥化して生産者に提供されておりまして、このほか食用や香料の原料用として販売されたり、産業廃棄物として処理されているということでした。

こうした状況を踏まえまして、国でもこういった肥料への有効活用というような支援事業が措置されておりまして、国の国内肥料資源活用総合支援事業におきまして、国内資源の肥料利用を推進するため、肥料の原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の3者が連携して行う新たな肥料の効果検証や、肥料散布機・土壌分析機の導入、また、新たな肥料の試作やペレット化設備の導入などを支援しているところでございます。残渣を産業廃棄物として処理している事業者に対しましては、必要に応じて本事業の活用を推進してまいりたいと考えてございます。

古野委員

高知県では、昭和50年代後半ぐらいから、堆肥化して農家に戻し使っていただくということが早い段階から始まっています。徳島県もそうなったら良いと思いながら、一部なっているJAもあるようですが、なかなかみんながそうなっているのではないようです。

特に、県内の香酸かんきつの加工業者は、農協以外に民間でもかなりの数があり、民間に関しては、そこに踏み出していくことが難しいのだらうと思います。

ただ、ユズにしろ、スダチにしろ、ユコウにしろ、どうしても歩留まりが10%ぐらいしか残らない。果汁として取れるのが、ユズの場合だったら12kgで1.80、スダチだったら8kg前後ぐらいで2個分でしょうけど2.80、残りは全部残渣になってしまいます。

多くの分が堆肥になってくれたらまだいいのですが、事によったら焼却処理が今の時代

でも一部あるかと思うのです。今の時代に、二酸化炭素の排出を抑えていくことに逆行したような産業廃棄物の最終処分が行われるということは、決して看過できないであろうと私も思います。

民間の業者も含めて、特に肥料価格が上がっている中で堆肥化して農家に戻す。ただ、それは高知の先進地域の馬路とか北川に聞いてみても、水分を飛ばして堆肥化して農家に戻しても、農家の方が高齢化して、今度なかなか自分でまくことができない。先ほどおっしゃっていたように、自動でまく機械が入ったらいいのですが、それは水田のようなところだったらまくのは非常に簡単なんです、元々の生産された畑というか、果樹園に持って行ってまくというのは、機械化するのが非常に難しいのです。

どうしても手作業でということもありますので、そこも含めて、できたらパッケージでお考えになっていただきたい。単独の業者やJAで考えることは非常に難しいと思うので、県の担当部局で形を一緒に考えて指導していただく。有利な事業があるのだったら、それを示して、導いてやっていただくことを、これから考えていただけたら非常に有り難いと思います。

それをできるのは、二酸化炭素の排出を抑えていくというのと、その処理に必要な経費を販売価格から出すということで消えています。それが逆に堆肥化して戻ることによって農家の手取りも増える、お金の回りが県内で増えてくることにつながってくるので、いつも夏ぐらいから開催している香酸かんきつ協議会の場で、今後、そういう場を利用して全体に周知して、こういう事業がありますと、こういう方向性でやっていきませんかということを、指導とともに今後とも考えていただければと思います。その点、いかがですか。

原田みどり戦略推進課長

特に香酸かんきつの残渣処理や有効活用する方向性について、県としてどういうフォローができるかといった趣旨の質問だったかと思います。

先ほど御紹介させていただきました事業の活用につきましても、果樹の現場だとうまく使えるかどうか分からないところもありますので、それを踏まえて、先ほどおっしゃっていただいた香酸かんきつ協議会といった場で議論させていただいて、現場の声を踏まえて、どういった支援ができるのか考えていきたいと考えております。

古野委員

お話を聞くと、すだちぶりに使われているスダチの残渣はごく一部らしいです。全体の残渣の数%しかぶりに食べてさせていないということなんです、ユコウにしろ、ユズにしろ、徳島県は全国で非常に香酸かんきつが有名ですので、例え少量でも、それに名前が付いて、例えばユズだったり、ユコウだったりのサンプルを食べていただくとか、少しの量でもその名前を売っていくことを考えていただいたり、使えるツールをいろいろ考えたり、これから増やして使っていただきたいと思います。

岸本委員

先日、会派の近藤議員が代表質問でされました県産牛肉の輸出について、お伺いさせていただきます。

まず、事業主体となるコンソーシアムの構成について詳しく教えていただけたらと思います。

都築畜産振興課長

ただいま委員より、県産牛肉の更なる輸出についてのコンソーシアムの構成について御質問を頂いております。

コンソーシアムにつきましては、正式にはにし阿波ビーフ輸出コンソーシアムといいまして、生産農家として谷藤ファーム、食肉処理施設としてにし阿波ビーフ、輸出事業者として日本製鉄グループの中核商社である日鉄物産、さらに行政として東みよし町と県が加わり、本年9月24日に既に設立されております。

今回御参加いただく日鉄物産は、既に中東に販路を構築されているため、今回の事業におきまして、同社の協力が得られたことは非常に力強く感じているところでございます。

また、食肉処理施設のにし阿波ビーフでは、今後を見据えまして令和5年度にUAEやサウジアラビアへの食肉輸出認定を既に取得しておりまして、スムーズな事業開始が可能となっているところでございます。

岸本委員

大手商社の御協力であったり、海外への輸出の認定など、既に準備が進んでいることがよく分かり安心いたしました。

次に、限られた年度内での事業の進め方について教えていただけたらと思います。

都築畜産振興課長

ただいま、事業の進め方について御質問を頂いております。

新規市場として開拓する中東での日本産牛肉の認知度はまだまだ低いことが予想されるため、まずは知っていただくために、多言語対応のパンフレットやのぼりなど、販売促進資材を作成することとしております。

ターゲット国としましては、東南アジアではインドネシア、中東ではUAEとしており、この販促資材を活用しまして年度内にも両国の輸入事業者などに本県へお越しいただき、生産現場や食肉処理施設の視察を行うとともに、あわせて新たな市場となりますUAEにおきましては、現地での商談会の開催も考えておるところです。

今年度は、既に輸出実績のあるインドネシアでは現地需要の掘り起こし、新規となる中東UAEでは県産ハラル和牛の認知度向上などを足掛かりとしまして、次年度以降に実際の食肉輸出につなげてまいりたいと考えております。

中東における日本産牛肉市場は、まだまだ未開拓のところがあ、未開拓であるがゆえに先んじた対策を講じて、今後予想される産地間競争に勝ち抜くために積極策を打って出たいと考えております。

なお、事業費につきましては、国の畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業の活用を予定しております。

岸本委員

食肉輸出の増加を目指す上で、ハラール認証が得られた施設が既に登録されていることは非常に大きな強みでありまして、今回そこを生かしたコンソーシアムにある事業におきまして効果が期待できると思っております。

今後のコンソーシアム構成メンバーには県もいるということで、官民一体になった新たな施策に期待していきたいと思いますので、今後また力を発揮していただけたらと思います。

先ほど岡田委員からもありました鳥インフルエンザですが、養鶏産業について少しお伺いさせていただきたいと思います。徳島県は肉用のブロイラーの飼育が非常に盛んで、飼養羽数や飼育戸数が全国有数と聞いておりますが、まず県内の養鶏産業の状況についてお伺いさせていただけたらと思います。

都築畜産振興課長

ただいま、県内養鶏産業の状況について御質問を頂いております。

最新データによりますと、県内におけるブロイラーの飼育羽数は約370万羽で全国 8 位、飼育する戸数は134戸で全国 4 位となっております。

近年の推移を見てみますと、全国的にはここ数年、羽数、戸数とも維持されている状況でございますが、徳島県におきましては、毎年、若干の減少傾向が見受けられるところです。

また、徳島県の養鶏産業は、中山間地域で飼育し、比較的小規模事業者が多いという、ほかにはない特徴を持っております。

なお、卵を採ります採卵鶏の飼育羽数につきましては74万2,000羽で35位、飼育戸数は14戸で36位となっており、ブロイラー同様に減少傾向が見受けられるところです。

岸本委員

飼育羽数はトップ10、飼育戸数はトップ 5 に入るということで、全国有数の産地であるということが分かりました。減少傾向とはいえ、県の農林水産業にとって養鶏がいかに主要な産業であるかが改めて認識できました。

次に、今までとは違う視点から質問をさせていただきたいと思います。

養鶏の飼育サイクルと、飼育した鶏を養鶏農家の収入に変える仕組みについて、教えていただけたらと思います。

都築畜産振興課長

ただいま、養鶏に関しまして幾つか御質問を頂いております。

まず、養鶏の飼育サイクルにつきましては、鶏の仕入れ、出荷におきまして問題となる病原体の感染サイクルを遮断するため、日齢の同じ雛^{ひな}を導入し、一定期間飼育し、全てを一斉に出荷するというオールイン・オールアウト方式といわれる飼育形態が、鶏では主流となっております。

また、全てを出荷した後には、鶏舎が空となる期間を計画的に作りまして、その間に鶏舎の消毒、洗浄、乾燥を十分に行うことで、残存するかもしれない病原体を死滅させることがこの方式の特徴とされ、空となる期間は約 1 か月間とされているところです。

実際の鶏の流れにつきましては、洗浄、消毒を徹底した鶏舎にオールインとしまして日齢の同じ雛を導入し、餌、水、温度、湿度、換気などの調整を日々行いながら飼育管理し、出荷の大きさに肥育するまで約50日間、農家の方が大切に育てているところです。

肥育が完了しますと今度はオールアウトで、全ての鶏を鶏肉に変えるため食鳥処理場へと出荷し、処理が行われることとなります。

なお、年間30万羽以上を処理する食鳥処理場は大規模食鳥処理場と呼ばれ、県内には5か所あります。

養鶏農家は食鳥処理場から出荷羽数に応じた収入を得ることとなりまして、食鳥処理場は生きた鶏を農家の収入に変える非常に重要な業態であるといえます。

岸本委員

鶏を雛から大きく成長させる期間だけではなくて、病気を防ぐために意図して空の空間を作るなど、非常に工夫されていることが今の説明から分かりました。

また、養鶏産業を営むに当たりまして、大切に育ててきた鶏を収入に変えるために食鳥処理場に出荷するという流れについてもよく理解できました。

次に、養鶏産業におきまして、安全・安心な鶏肉の提供が求められるといいますが、生産現場ではどのような取組が行われているのか。また、鶏の飼育におきましては個々の観察は難しいと考えられますが、意図的でないにしろ病気の鶏がいた場合に、食の安全・安心を担保する制度はあるのか、教えていただけたらと思います。

都築畜産振興課長

ただいま、安全・安心な鶏肉の提供に関して御質問を頂いたところです。

養鶏農家におきましては、先ほどのオールアウトなど病原体の侵入防止対策を徹底的に行うことに併せて、部外者の侵入禁止でありますとか、車両、踏込、手指などの消毒は必須の作業となっております。

近年のブロイラーは育種改良によりまして飼育日齢の短縮が進み、肥育過程におきましては非常にきめ細やかな飼育管理技術が求められており、常に鶏の状態を観察しながら飼育しているという状況です。

具体的な取組としまして、健康な雛の導入に始まり、良質な餌と水の提供、それから異常な鶏の早期発見、隔離、淘汰につながる健康観察、洗浄消毒や清掃、小動物侵入防止などの鶏舎環境対策などが挙げられます。

病気のためのワクチンや動物用医薬品などにつきましては、適切な時期に適量で使用し、残留防止対策にも努めております。

出荷前には食鳥処理場の作業工程で、胃の内容物や糞による汚染拡大を防ぐなどの理由から1日程度絶食させ、さらに、運搬するコンテナや車両についても毎回洗浄消毒を行っております。

食鳥処理場におきましては、獣医師による生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査などの食鳥検査が行われておりますが、その制度の主管部局は危機管理部局となります。

岸本委員

徳島県にとって非常に重要な産業である養鶏業は、飼育されている農家はもとより、それを運搬される運搬会社、また飼料会社、食鳥処理場関係者など、非常に多くの人材が関わっておりまして、裾野が広い産業かと思えます。

また、病原体の侵入を防ぐ対策も十分に行われていると思いますが、先日、香川県で発生した鳥インフルエンザの流行は、養鶏農家にとって非常に不安が残ることだと思いますので、そこはまた担当部局が農家の実態に合わせて対策強化に努めていただくよう、よろしく願いいたします。

鶏肉の安全・安心につきましては、まず生産現場ではしっかりと取り組まれているということで安心いたしました。鶏が病気になることは当然でございますし、食鳥検査制度は非常に重要なことであると考えておりますので、私も研究してまいりたいと考えております。

今後とも、県の養鶏産業ができる限り持続、また邁進^{まい}していけるように、農林水産部局におきましては、あらゆる施策を尽くしていただけたらと思ひまして、強く要望させていただきます。

次に、都市周辺部の農地の利用、保全についてお伺いさせていただきます。

私の地元徳島市は、様々な農家の形が混在していると考えております。ブロッコリーなど大規模な経営を展開されている方、ハウスによるトマト栽培など先導的に農業経営を行っている方がいる一方、野菜やお米を比較的小規模に作っている方もたくさんいらっしゃいます。

このような中、規模拡大を進めている農家がいらっしゃるエリアに比べますと、比較的小規模の小さい農家の多い都市部のエリアにおきましては、耕作放棄地の課題が大きくなっていると考えております。

私が接した生産者の方には、後継者がおらず御自身が引退したら耕作放棄地になってしまうと心配されている方や、農地の周辺が店舗や住宅に変わりまして、農作業をする時間帯を気にしたり、農薬散布に気を使ったりと、非常に耕作がしにくいといって、またそれを引き継ぐ、耕作を請けてくれる生産者がなかなか見つからないという課題をお伺いいたしました。

また、耕作放棄地が農業を行う環境の悪化につながっているとおっしゃる方もいるところ です。

私は、都市周辺部の農地は新鮮な農作物を供給する役割のみならず、環境保全や防災空間、また農業への理解を醸成する場となっているなど多様な役割を持つことから、将来にわたって農地を維持し、農家の振興を図っていくことは非常に大事だと考えております。

そこで、県といたしまして、都市周辺部の農地をどのように守っていくのか教えていただけたらと思ひます。

矢野農地政策室長

ただいま岸本委員より、都市周辺部におきます農地の利用保全についての御質問を頂いたところ です。

委員お話しのように、本県の都市周辺部の農地は多種多様な農産物を産出する農業生産の重要なエリアであるだけでなく、多面的機能を有しており、農地の利用を確保していく

ことは大変重要であると考えております。

このため、まず農地制度におきましては、できるだけ農地利用が面的にまとまるよう、農地以外への転用需要が発生した場合、既にまとまりが小さくなっている農地や、既存集落の隣接部から、農業以外の土地利用が進むよう誘導させていただいているところでございます。

また、一旦耕作放棄地となりますと、その解消には多大な労力を要するため、耕作放棄地の防止対策が重要と考えております。

このため、市町村の農業委員、農地利用最適化推進委員や農地中間管理機構による農地と担い手のマッチング活動への支援、またリタイアする農業者と担い手を結び付け、農地を含む農業の円滑な継承を促進する事業の実施、また規模拡大を希望する農業者への設備整備に対する支援や新規就農者や産地づくりへの支援、また多面的機能を活用した農地の機能を維持する地域の共同活動への支援などを実施させていただいているところです。

また、耕作放棄地の解消対策といたしましては、担い手が耕作放棄地を活用した生産に取り組みますよう、土壌改良を含めた耕作放棄地の再生を支援しているところです。

現在、令和 7 年 3 月を目途に、24市町村107地区におきまして、地域農業の将来図となる地域計画の作成が進んでおりまして、都市周辺部地域の住民協議の場におきましても、耕作放棄地の防止・解消による農地保全が課題として挙げられているところです。

今後とも、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた事業推進により、耕作放棄地発生防止・解消を通じた都市周辺部農業地域の持続的な発展に取り組ませていただきたいと考えております。

岸本委員

課題解決におきまして、地域住民との対話が非常に重要だと考えておりますし、様々なある事業をいかに選択して組み合わせていくか、また事業計画を盛り上げるためには、農業者さんと対話いたしまして、県と地元関係者が連携した伴走支援が欠かせないものと考えておりますので、この点をよろしくお願いいたします。

私の中でこうした思いがあるのは、私の地元の国府町で県農林水産部が行ってくださっております田んぼの学校という事業があるのですが、そこでは地元の小学生が、実際に用水路でどんな魚が捕れるかなど、そういった豊かな農村というものを体験していただくことができます。都市型でありながら国府町は豊かなところでございます。

この事業は県内でも鳴門と海部の 3 か所でしか行われていないと思うのですが、非常に素晴らしい取組だと思っています。このあたりも盛り上げていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

達田委員

何点かお尋ねしたいと思います。

1 点目、今回予算化されております神山森林公園リフレッシュ事業についてお尋ねいたします。

今回は魅力創出計画策定に500万円、そして老朽化遊具の撤去に1,500万円ということなのですが、この内容は、老朽化遊具の撤去だけに1,500万円なのか、そして新たな遊具は

いつ設置されるのか、どの部分なのか教えていただけたらと思います。

平島林業振興課長

ただいま委員から、神山森林公園リフレッシュ事業の内容について御質問を頂きました。

神山森林公園は、平成元年のオープンから35年を迎え老朽化が見られるようになり、特に野外に設置しておりますフィールドアスレチックをはじめとした遊具の劣化が進んでいる状況でございます。

利用者の安全確保のため、指定管理者による定期点検が行われており、その都度、補修や修繕を行っておりまして、危険と判断した場合は使用を中止している状況で、小型遊具については、その都度撤去を行っております。

当該予算につきましては、林内1kmにわたって設置されている大型の木製遊具フィールドアスレチックにつきまして、劣化が進んでいることから順次撤去を実施していく計画としております。

また、今回の予算はフィールドアスレチックの撤去に係る予算計上ということで、林内1kmにわたってなかなか撤去が難しい状況ですので、1,500万円を計上しておるところでございます。

今後の新たな施設等については、広く利用者、県民の御理解を取り入れて進めていきたいと考えていることから、併せて当該予算に計上しております魅力向上計画を策定することとしております。

計画策定に当たりましては、在り方検討会を設置しまして、森林林業や公園施設の専門家、教育関係者などに加え、県民の意見も重要であることから、公募委員や公園利用者へのアンケート、パブリックコメントなどを実施して、広く意見を頂く機会を設けてまいりたいと考えております。

達田委員

撤去にかなりお金が掛かるし、時間も掛かるということですが、同じものを設置するかどうかは分からないのですね。新しく変えるかどうか分からないと。

魅力創出計画を策定して、公園全体をどういう公園にしていくのか決めてから、遊具も新しく導入していくことになるわけですね。

神山森林公園は、私も最初に出来たときに、ものすごく広い公園が出来たということで行ったのですが、時々子供とか孫を連れて行きますが、非常に広大なところで、ウォーキングとか芝生の遊びとか、のびのびと遊べるところです。

そして、いつもきれいに整備されていまして、今は落ち葉の季節ですが、落ち葉が散らばることもなく、きれいに掃除してくれて、雑草の整備もしてくれています。

こういうところですから、近かったらいつも行きたい公園なんですけど、年間の利用者数は分かるのでしょうか。

平島林業振興課長

委員から、公園の利用者数についての御質問を頂きました。

神山森林公園はオープン35年を迎え、これまで500万人を超える方が訪れており、直近

の令和 5 年度では15万5,000人の方にお越しいただいているところでございます。

達田委員

公園の魅力創出ということで、今までもいろいろ取り組んでこられていると思いますが、最初は確かレストランなどがあったと思うのです。今はそれもない状況ですし、恐らくたくさんの皆さんが訪れていればずっと開店してくれていたと思うのですが、残念ながら今はそういうレストランやカフェとかがないのですよね。

今、イベントの開催状況はどういう状況で、どれぐらいの方が参加されているでしょうか。

平畠林業振興課長

委員から、神山森林公園の取組状況についての御質問を頂きました。

公園では指定管理者である徳島中央森林組合によりまして、年間を通じて30を超える様々なイベントが実施されております。具体的には、広いフィールドを生かした季節ごとのウォーキングやネイチャーゲーム大会、木工工作などを開催し、今月はクリスマスリースづくりや門松作りも行われております。

また、春には桜祭り、紅葉の時期には秋祭りを開催しまして、ホームページやSNSを通じまして、開催状況や紅葉の情報をリアルタイムで発信しており、多くの方にお越しいただける大変人気のイベントとなっております。

そのほか、夏場は屋外で長時間過ごしにくくなっていることから、森林学習館におきまして木育玩具や木製ジムなどで遊べる木育広場を設置しまして、小さなお子様を連れた方々に好評を得ているところでございます。

達田委員

夏場はものすごい猛暑の季節になってしまって、炎天下で遊ぶのがなかなか難しくなってきた状況もあるのですが、夏場は水場が出来たりして、子供が喜んで遊んでいる風景を何度も見ました。非常にきれいな公園なんですけど、トイレも各所にたくさん設置されております。残念ながらトイレは、ずっと前に洋式化していただいているのですが、昔の洋式化なので寒い時期に座りますと冷たいトイレもあります。できたら利用者の方が快適なトイレで用を足せるように改修もしていかなければいけないのではないかと思います。

それと、神山森林公園はこういう謂れがあるという看板があるのですが、老朽化してしまって何と書いてあるのか字が読めないところもあります。そういうところを一つ一つ見て点検して、こういうところなのかと興味を持って遊んでいただけるような場所にしていきたいと思うのです。

ですから、遊具を変えるだけではなくて全体を見回して、修理しなければいけないところがいっぱい出てくると思うので、修理してどういう公園にして、そしてどういう方にきていただきたいという計画をきちんと立てていくのが、この計画を作る意味だと思うのです。計画はいつまでに策定して、いつから実行していくのでしょうか。

平畠林業振興課長

先ほどの、魅力向上計画の策定の時期の御質問を頂きました。

今回、補正予算で上げられまして、まずは委員を募りまして、内容を詰めていきたいと思っております。

時期につきましては、今年に取り掛かりまして、来年度中には形にしたいと思っております。

達田委員

是非多くの方の御意見を伺って、こういうふうにしたら絶対に良い公園になるという声を集めていただいて、良い公園にしていきたいと思いますと思うのです。

ウォーキングも5km、10kmとかできますし、そういうウォーキングの取組もたくさん来ていただけるのではないかと思います。

残念ながら、桜や紅葉の時期には来ていただけるのだけど、日常のときは忘れ去られている部分もあるのではないかと思います。

もし人が集まるところであれば、カフェなども開店できるかもしれないし、にぎわいのある公園にできるように皆さんの声を集めていきたいと思います。

私の要望ですが、トイレが一番だと思います。トイレは洋式トイレで、今はウォッシュレットが普通になっていますので、そういうトイレの修理をしていただきたい。

それと、これは林業振興課が担当しているということですから、森に関心を持っていただくような展示をしたらいいのではないかと思います。子供が木育というか、木のおもちゃの中で遊ぶ。それから林業はこんなことをしているということで、関心を持っていただけるような展示をしていただけたらと思います。

それから、落ち葉や木の実など、自然のものが豊富にあるわけですから、それを利用して作品を作る。それから絵画、自分で絵を描く。それから写真を撮って展覧会なんかも行って、そしてどんどんと皆さんが集まってこられるような場にしていいただけたらと思います。

上のほうに行ったらものすごく見晴らしもいいし、気分が大きくなるようなゆったりしたところなんです。望遠鏡をのぞいたら真っ白で全然見えないんです。そんなのも直していただいて、良い公園にしていだけますようにお願いしたいと思います。

そしてこれも来年計画を策定して、徐々にやっていくということなんです。今は香港便やソウル便をしていますでしょう。お客さんに来ていただいて、近所の人だけではなくて、ここへ行ったらゆったりウォーキングができて、ガイドの方もおいで、いろいろ説明もしてくれるような公園になったら良いと思うのです。

ですから、大きく広くお客さんに来てもらえる公園になるよう御検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先ほども耕作放棄地の対策についてお尋ねがございましたが、耕作放棄地は街中にもありますし、また田舎にもたくさんございます。

そして耕作放棄地が、しばらくしたら太陽光発電に変わったとか、住宅地に変わったのは見るのですが、耕作放棄地が耕されて元の農地に戻って、いろんなものを生産するようになったというのは滅多に見ないのです。

先ほど分かりにくかったのですが、今、県全体で耕作放棄地をまた新たに耕作して生産

するようになったのは、近年どれくらいあるのでしょうか。

矢野農地政策室長

ただいま達田委員より、耕作放棄地の解消事例がどれくらいあるかという御質問を頂きました。

本県における遊休農地の面積につきましては、令和4年度時点で3,072haという状況でございます。

これらに対して、遊休農地につきましては農業従事者の高齢化や不足、価格の低迷等で増加する傾向でございますが、食料の安定供給や農地の有効活用を図る上で、発生防止に向けた取組は非常に重要な課題と考えております。

このような中で、市町村、住民に対する啓発活動でございますとか、それから担い手への農地集積、また土地基盤整備の推進等の中で、平成28年から令和4年までの7年間で585haの農地を再生利用しているところでございます。

達田委員

そうしたら、585haはどういうものを作付けされているとかは分かるのでしょうか。

矢野農地政策室長

再生利用された農地で、どういうものが作付けされているかという御質問を頂きました。

この解消された面積の中で、統計的に処理されている内訳はございませんが、中身としては土地基盤整備等の展開の中で解消されていくものが比較的多いかと思います。

その中では水稲作等で解消されていくものが比較的多いのではないかと、これはこちらの判断でございます。

達田委員

私の代で農業を終わりにしたいという方が多く、高齢化の問題の中で耕作放棄地が増えていかざるを得ないような状況にあるのですが、それでもここを耕して再生していくという大変な作業なんですけど、実は耕作放棄地を見てもみますと、大体セイタカアワダチソウやカヤなどの硬い草が生えています。

耕すのは本当に大変なんですけど、何年も耕作していないところを耕して作物を植えますと、長年放置しているところでやっていたので、非常によくできるのです。余り肥料も要らなくて。

ところが二、三年たってくると、また肥料をやらないとできなくなるというのがあって大変なんですけど、こういうところを耕すのを農業団体や農業の方だけに頼るのではなくて、市民農園として開放していく取組もいいのではないかと思います。

広い田んぼができなくても自分で食べる野菜は自分で作りたいという希望者もいらっしゃいますので、市民農園活動をやって、そして休日になりましたら農園に行って畑をする、作物を作ると。そしてお互いに情報交換し合って、こうしたら作れるということで家庭菜園を作っていく取組もあるのではないかと思います。他県ではそういう取組を活発に進めているところもあると伺っております。

徳島県で、そういう耕作放棄地を利用して新たに農園を作っていきましょうという取組があれば、教えていただけたらと思います。

矢野農地政策室長

ただいま達田委員から、市民農園の利用促進についての御質問を頂きました。

市民農園につきましては、都市の住民のレクリエーションや高齢者の生きがいづくり、体験学習などの目的で、農家でない方が小さな面積の農地を利用して、野菜などを栽培する農園でございます。

農園の設置方法につきましては、貸付けする方式として、小さな農地に分割して貸し付けるのですが、一つは園主が利用者に農地を制度上貸し付ける方式のものと、もう一つは園主の指導の中で農業を行っていく、いわゆる農園利用の方式の2種類がございます。

この中で徳島県におきましては、統計的に確認できるのは、いわゆる農業委員会の承認を得てやる貸付方式が確認できておりまして、この貸付方式による市民農園の設置につきましては、県内10市町村で26か所が開設されているところでございます。

先ほどもお話を頂きましたように、市民農園につきましては、一つの農地を有効活用する方策として重要と考えておりますので、一つは制度の紹介、それから耕作放棄地を解消しながら市民農園を開設するという御希望のある方がいらっしゃる場合は、先ほど来、申し上げております耕作放棄地の再生支援事業を設置しておりますので、そういったものも紹介しながら推進してまいりたいと考えております。

達田委員

市民農園の活動は、自分で食べる野菜を作るということで、自給農業の楽しみが趣味としてやれて、非常に体にも良いということで全国的に広まっていると思うのです。

ですから、どんどん草が茂っている土地が増えているところを、農家でない方々の力も借りて、そして元の畑に戻していく。田んぼをするのは機械も要りますし、大変だと思いますが、畑であったら少しずつやれるという方もいますし、そういう小さな力が集まって耕作放棄地をなくしていけたらすばらしい取組になるのではと思いますので、それが広まっていくような取組をお願いしたいと思います。

それともう1点は、市民農園に関わって農薬をかけるのではなくて、できるだけ農薬を少なく、化学肥料を少なくした作物を自分で食べたいという御意見の方もいらっしゃいます。有機農業の取組で、どこでそういうのを教えてもらったらいいのだろうかと手探りでやっている方も多いのですが、有機農業について教えていただける組織などがあれば、どういったところがあるのか教えていただけたらと思います。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

委員から、有機農業を学ぶ場所はどこにあるかという御質問でございます。

農林水産総合技術支援センター農業大学校では、既に農業に取り組まれている方や社会人の方を主な対象として、それぞれの農業に対する知見や技術を向上していただくためのリスキリングの場として、様々な講座を開催しております。

この中では、有機農業に関連します講座といたしまして、農業の環境負荷低減技術講座

を今年度新たに開講しております。今年度の講座については、14名の方が受講されておりました、有機農業をはじめとする環境負荷低減に向けた基礎的な技術を学んでいただいたところでございます。

また、今年度の受講者については、農業者の方をはじめ、これから農業を始めようとしている方、あるいは農業関係企業の社会人の方など、いろんな方が受講されたと聞いております。

こうした講座を引き続き開催することにより、今後とも有機農業などの基礎を学んでいただける場を提供してまいりたいと考えております。

達田委員

そういう講座も人気があると伺っておりますが、御近所で、例えばそういう講師をやってくれる方がいらっしゃるのであれば、そこへ来ていただいて、何人か集まれば教えてもらえるというような、手軽に学べる場所があったら良いと思うのですが、そういう活動をされている方はいらっしゃるのでしょうか。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、有機農業に関しまして、例えば市民農園をされている方々が有機農業を学ぶような体制があるのかといった趣旨の御質問を頂いたかと認識しております。

県内7か所に配置しております農業支援センターの職員を中心としまして、農業者の取組をサポートする専門指導員の育成を進めております。昨年度は有機JAS認証制度の仕組みや生産基準を学ぶ座学、また現地ほ場、施設における模擬審査を行う現地研修を実施させていただきまして、有機JAS認証の取得に向けた指導ができる専門指導員を37名育成したところでございます。

これまで指導員によりまして、有機JAS適合資材の選定や認証取得の方法、また土壌分析に基づく土壌管理や雑草対策といった有機農業を実践する農業者の個別相談の対応を行っているところでございます。

今年度は、有機JAS登録認証機関による制度講習会や先進農家の現地研修を実施しまして延べ15人が受講したほか、1月には技術研修会を開催することとしておりまして、指導員の更なるスキルアップを図ってまいりたいと考えてございます。

達田委員

そこそこもうかる農業であれば、やめることなく後継ぎもいるのですが、何をやってもなかなか損をするのが多くて、農業が続けられない現状があるわけなんです。もうかる農業とよくいわれますが、なかなかもうかるようにはならない現状がございまして。

ですから、もっと工夫をして、農産物の価格保障ができるような農政を願っております。

徳島県でも食料・農林水産業・農山漁村基本計画が新たに来年度から始まるということで、国の基本法に基づいてやっているのですが、国も県も耕作放棄地をどれぐらい減らしていくのだとか、肝腎要の食料の自給率を国でどれだけ高めていくのかとか、どこに書いてあるのかよく分からないのです。

ですから、各県に応じたような取組も大事だと思いますので、基本計画にきちんと、一

番大事な食料生産をどう確保していくのかということ、目標として掲げるべきではないかと私は思うのです。

生産のために、農業者も農業者でない方も、みんなが力を合わせてやっていけるような農政を目指すべきではないかと思うのですが、基本計画についてどこかに書いてあるのか、全部読めていないから分からないのですが、その考え方を教えていただけたらと思います。

福良農林水産政策課長

達田委員から、基本計画、これは国の基本計画のことと思うのですが、国の基本計画につきましては現在策定中ということで、まだ具体的に出ている状況ではないかと思います。

また県の基本計画につきましては、事前委員会で御報告しましたように、四つの力をどうしていくか、自給力をどう高めていくかという形での計画策定に向けて取り組んでいるところでございます。

達田委員

主食である米を最も大事にして、きちんと生産していけるように、そして今年は消費者にとっては米の値上がりでとても大変だということで、生産者にとって米が昨年比べて値上がりするのは良いのですが、消費者にとっては大変と、昔の食糧管理制度がなくなってしまうと思うのです。

ですから消費者も安心して買える、生産者も安心して生産して生活していける、そういう農政を目指してやっていただきたいと思いますので、国に対しても生産する人々に対して援助してくれという声を上げていただけたらと思いますので、お願いをして終わります。

仁木委員

関連で何点か質問させていただきたいと思います。

家畜防疫の関係の話が出ましたが、県南の私の自宅から県庁まで行き来しておりますら、2週間ほど前から県道も含めた大きい道で異常な件数かと思うぐらい猫がたくさん死んでいて、一番多かったときは1日で5匹ぐらい死んでいたのです。これって余り見ないですね。

何らかの小動物の中で感染症などが流行しているのではないかと考えてしまう部分がありまして、私も東京農業大学の応用生物科学部の出身ですから、そこら辺の観点からいたしましても、猫が媒介する病原は何が考えられるか教えていただければと思います。

片山畜産振興課家畜防疫対策担当室長

ただいま委員より、猫が媒介する病気ということで御質問を頂いております。

猫とか、特に家畜という点でいきましたら、昔からトキソプラズマという寄生虫がありまして、猫や家畜が媒介して人への感染という部分で注意を促されているのもあります。

そういう部分はあるのですが、ただそれについては猫が死亡する病気とは違ってくるといって、先ほどおっしゃっておられた猫が死亡するという点につきましては、申し訳ありません、現時点で一般的に広がっている、注視されている病気という点につきましては、適切な知見は今、手元にない状態でございます。

仁木委員

一般の人とか、私も余り気付いていなかったのですが、異常な数があるのですよね。

これに気付いてしまったので、猫が直接の死因ではなくて、調子が悪くなったり、家畜防疫の中で何らか媒介するようなものがあれば、疑いを掛けていただいて、1回調査していただいたほうがいいのではないかと思います。

例えば、農場で起こったものについての報告は家畜保健所で受けるようになっていると思うのですが、それ以外の、道で何かが死んでいたとか、鳥が死んでいたといった部分は、保健所や県土整備部の道路の関係が、道路管理の一環の中でしていると思うのですが、その中から病原検査等々がされているのかどうか、私は分からないのです。

そういったことをしていないのであったら、横の連携を取っていただいて、何らかそういった部分は調べていっていただく、連携を取っていただくべきだと思うのですが、その点どう思いますか。

都築畜産振興課長

ただいま委員から、猫についての御質問を頂いております。

猫の死因というのは様々あると思います。猫だけの病気もあれば、人に感染する病気もあつたりというのと、今のこの季節は恐らく猫の発情期なので、一般的に出歩かないところでも出歩いたりとか、猫は習性上、犬と違って立ち止まったりするので、割と車にひかれやすいという性質があるかと思います。

ただ、その原因につきましてはかわいそうなんです、一般的に死んでしまうとごみの扱いになってしまうので、市町村の一般廃棄物になろうかと思います。

ただ、命があれば危機管理部局で対応していると思いますので、ワンヘルスも所管しております危機管理部局と連携しまして、異常事態に備えた、今はどのような状況というところは研究を進めたいと思います。

仁木委員

ワンヘルスの関係も条例を作ってやっていただいておりますから、作ったのは議会のほうですが、そういった形で理事者側におかれましても、条例の趣旨等々も御理解いただいた上で、連携を取っていただきたいと思います。

帰っているときに、普段余り見掛けたことがない亡骸がたくさんあつたら、かわいそうを通り過ぎて、家畜やいろんな部分が媒介していつてないのかと。もしそれが病原性であればということも気になりましたもので、関連で質問させていただきました。

あと、ハラールの関係で質疑がありましたけども、私が6月議会でも申し上げたように、ハラールは本県が9割以上の国内シェアを出している状況があります。

その処理場があるということが一番こういったシェアが保たれるということで、また答弁にもありましたように、九州で災害によってその施設が使えなくなって、本県に処理が流れてきたということがあつたという話でございましたが、ハラールの部分については、しっかりとこういった形で支援をしていかなければいけないと思います。

県がしっかりと支援していくことによって、県内の和牛の肥育といった部分においても、

生産においても、効率的な部分ができてくると思うわけなんです、海外展開にとっては処理場が必要不可欠であると思うのです。ハラールのシェアだって同じです。

ですから、この部分において海外展開していくためには、過去から申し上げておりますように食肉処理施設の改装や改築、建て替えといった部分が非常に必要なことだと思いますが、その部分について今どのような状況なのかお教えいただきたいということと、私が先ほど申し上げた、ハラールが国内シェアを握れていることについては、処理施設があるからということで間違いないのかどうか、その点も含めてお教え願えればと思います。

都築畜産振興課長

幾つか御質問を頂いておりますが、まずハラールの施設につきましては、施設を持っていることが第一の条件だろうと考えております。

ただし、先ほど中東の話でもさせていただきましたが、先手先手を打たないと、九州で水没したところは既に回復しております。また、宮崎にも新設が出来ております。

というので、ただ海外輸出というのではなく、ハラール用の海外輸出が国内で競争激化していたり、これからするのは目に見えておりますので、今できることを次々とやっていって、まず先にというところで、現状マレーシアで日本産牛肉の9割以上が徳島県産になっていますので、そういうところをインドネシアやUAEでも目指していけたらと考えております。

それから、食肉センターの新設の状況につきましては、年に1回程度の話し合いは行っていますが、まずは徳島市のいろんな意見を頂いて前に進むものと思っておりますので、このところは進捗が認められていない状況であります。

仁木委員

ハラールの部分については、先ほどお答えいただいたように、先手先手が非常に重要になってくることは間違いないと思います。

その部分をしっかりと補完していくためにも、また進化させていくためにも、こういった事業はコンソーシアムを通じてしっかりしていただきたいと思います。

ハラール以外の処理施設の部分については、徳島市との話がという話なんです、新ホールばかりにフォーカスし過ぎて、前からある市場の問題であるとか、処理施設の問題について進展が見られていないのではないかと思います。

過去の本会議の答弁でもあったように、市場、そして食肉センターについて、もう少ししっかりと徳島市と協議していくことが大切なのではないかと思うのですが、その点いかがですか。

都築畜産振興課長

先ほどお答えさせていただいたように、まずは徳島市の意見が重要であるとは思いますが、その場を設けて協議すること自体は、それもまた重要と考えておりますので、途切れることなく協議を重ねてまいりたいと思います。

仁木委員

是非とも途切れることなくお願いしたいと思います。

話合いをしても進展していかないと意味がないので、その点、何らか交渉があれば、しっかりとその交渉にも臨んでいただきたいと思います。

いずれにいたしましても、ハラールのシェアを獲得できているということ、先ほどおっしゃっていただいたマレーシアの9割以上が徳島県産だと。これはすごいことです。

それは先ほども答弁いただいたように、前提として施設があるからということになってくる。これは紛れもない事実であって、我々もそう思っていますし、答弁の中でもあるということは事実なわけですね。

ですから、その施設は非常に大事であって、そこがないからボトルネックで輸出できないという状況が生まれてきている現状もあるかと思っています。

この部分についてはしっかりと例えば国に政策提言をしてもいいと思うのです。この部分を入れてくてもいいと思うのです。処理頭数が今ネックになっているのであれば、処理頭数の部分を何らか緩和できるような政策提言として国の省庁に上げていくのも一つの手だと思います。その点、何がネックなのかというのは分かっているけれども、徳島市との協議以外に、交付金の活用にしても、ネックになっている部分で何がハードルが高いのか、それについてもしっかりと県からも要望を上げていっていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いしたいと思います。

このハラールの話は最後ですが、ハラールの令和7年の海外展開をまとめていただいてありがとうございました。この中を見てもみますと、令和7年2月にインポーターの招聘予定とか書いてある。ハラールの牛肉を現地で商談会と書いてあるわけでございます。これが今回の事業になってくるのかと思うのですが、この事業と、ほかの農林水産部の中の海外展開事業も含めてですが、9月補正で地域商社の予算が可決されたわけで、本格的に年を越えたら地域商社も運用していくはずなんです。

だからこそ、半年分の予算を補正したと思うわけなんですけど、地域商社の部分についての関わり方は、何らか今、検討されているのかということです。

地域商社はエクスポーターだということは理解しています。理解していますが、これまでの県の説明は、地域商社においてはエクスポートするだけではなくて現地での商談の段取りであるとか、もろもろについてもやっていく話がありました。

その中において、以前フランスに行かせていただいた際は、株式会社パソナに現地の段取りをしていただいた、委託してからやられていたという現状があります。

こういった形で、今後、ハラールや農林水産部の、現地で段取りをしていただくような部分において、どういうところを委託するのかと思っているわけです。

その中で、県が行っている事業でいえば、地域商社が候補者の一つになってくるわけなんですけど、その点、地域商社との関わりというのは、どのように事業の構想をされているのかお教えいただければと思います。

都築畜産振興課長

今回のコンソーシアムの事業につきましては、コンソーシアムの事業に御参加いただいております日鉄物産株式会社が主体となって、現地で商談会を行う予定としております。

仁木委員

今の計画の中において、今年度において地域商社を利用して、現地の何かしらの段取りをしていただく部分は構想されているか、いないのかということをお教え願えればと思います。これは地域商社が受託するということですから、発注者側の農林水産部に対してお聞きしておりますので、その点よろしく願います。

奈良とくしまブランド推進課長

ただいま仁木委員より、地域商社設立後の事業の進め方につきまして御質問を頂戴いたしました。

私からは全体像としてお話しさせていただきたいと思いますが、地域商社はこの度、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構として設立されております。

県と両輪となって、ジェットロとも緊密に連携しながら海外展開を図っていくということで、経済産業部とも連携しながらやっていく方向で今、進めているところでございます。

海外展開で事業をする場合には、先ほども申しましたように地域商社と連携しながらやっていく部分というのが、全体として進める方向でございます。

先ほど畜産振興課からもお話があったように、個別の商談会等々につきましては、適切な相手側、それから契約をまく側を検討いたしまして、県直営で契約をまくものが今年度にあるかと思えます。

ただ、全体といたしましては今後、地域商社と連携していく方向性に変わりはございませんので、今後、県と両輪となって進めてまいりたいと考えております。

仁木委員

地域商社は、タイとかそちらの方向だったと思うのです。中東というか、アジアのほうを中心にやっていくという話を聞いておりまして、だからハラールも入っているのかとお聞きしたのです。

そうしたらこのタイの中でいえば、ジャパンエキスポの後に、バンコクフェアや飲食店フェアなどいろいろあるのですが、そこら辺は現状で計画はあるけれども、現時点では連携を取る相手といっても、事業は委託すると思うのです。

委託は今、もくろんではいないのかお聞きしたいです。地域商社に対して今年度、各課が海外展開に対してもくろみがないのかお聞かせいただければと思います。

新居とくしまブランド推進課輸出推進担当室長

仁木委員から、タイで開催しますワンバンコクフェアや飲食フェア等についての委託先の御質問でございます。

この事業については補正事業で計上させていただいておりますが、こちらの実施につきましては、委員がおっしゃるとおり、新たな地域商社に委託し、地域商社がワンバンコクでの現地の連携先の商社といったところと連携いたしまして、ワンバンコク内で徳島飲食店フェアと、ワンバンコク内のブースで農産物等や加工品等の販売イベントをする予定でございます。

仁木委員

ようやく地域商社がどういったところなのかが、これで分かってくるわけなんです。

地域商社の質問をしているのではなくて、発注者が県で、受注者が県が設置した公益社団法人になっているというこの仕組みが、最初はこれで回らなければ仕方がないと僕も思っています。ただし、この割合が多過ぎたら多過ぎたでどうなのだという話を、地域商社が設立される予算の議論のときに、私は経済委員会で議論していたわけです。

ですから、今年度において、そういった形で委託事業が地域商社に対してなかったら、売上げがないわけですから。

そういった形がいけないという話ではないです。発注しているのかという話を、我々に対して開示していただきたいと思って質問をしたわけです。

そういった形で、地域商社と連携を取っていただいて何が変わったか、地域商社に頼むようになってから、今まで違う民間業者に委託していたものと事業がどう変わったのかというのを、事業が終わった後に検証できるようにしておいていただければと思います。

そこで有効な部分があれば、もっと活用すればいいでしょうし、それが民間事業者とまた違うような形になってくるのであれば、それはそれでプロポーザルであるとかいろんな発注の仕方があると思います。最初はどんどん活用して、地域商社でこういった中身でやっていただいているのか、実績をどうやって作っていってくれるのかという部分を、いろんなことを試していただきたいと思っておりますので、後に検証ができるようにしていただければということをお伝えして、私からの質問を終わります。

井村委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時01分）

井村委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

午前中の議論の中で、有機農業、耕作放棄地のことについても議論されて、私も同じような問題意識を持っていて、達田委員の議論なんかも、そのとおりに聞きたくて書いていたのです。

数字を確認したいのですが、585haという話がありました。あれは解消されたということですが、荒廃地が全て農地に戻ったという意味で答えていただいているわけですね、確認ですが。

矢野農地政策室長

ただいま扶川委員から、午前中に回答させていただいた585haの荒廃農地の解消につきまして、全て農業利用かという御質問を頂戴したところでございます。

全て、荒廃の地が再生農地として再生利用されたと認識しております。

扶川委員

そうしたら一方、この間、荒廃農地が増えた。これに対応する数字は幾らなんですか。

矢野農地政策室長

増えた面積につきましては、平成28年から4年間の間で、プラス361haでございます。

扶川委員

そうすると、増えたというのは、この585haを差し引いて増えたということですね。

矢野農地政策室長

プラスマイナスしてどうかという話でございますが、個々を累計したものでございますので、この期間の間に耕作放棄地に戻ってしまった可能性は否定できないと思います。

扶川委員

先ほど、耕作放棄地が増加しつつあるというお話でしたので、その増加している数字と、この再生利用されて、減らした数との関係をしっかり確認しないと、よく分からないのです。

単純に考えて361ha増えたのだったら、361haプラス585haが放置しておいたら荒廃農地になったんだけど、585haを再生できたから361haだけ増加するのは何か理由があるのですか。

矢野農地政策室長

差引きの数字が増加面積かという御質問を頂いたと思います。

差引きの面積として361haの増加ということでございます。

扶川委員

それから議論の中で、念のために確認をしておきたいのです。

達田委員が聞かれた中で、有機農業を勉強できるところがどこにあるということで、試験場の話なんかを聞かれたのですが、その勉強を教えてくれる場所で自然農法も教えてくれるのですか。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

農業大学校が行う講座につきまして御質問を頂きました。

農業の環境負荷低減技術の講座という中で、有機農業についても触れている状況になってございます。

内容については、みどりの食料システム法の制度の座学であったり、あるいは特別栽培、有機栽培の制度について、主に座学で学んでいただく内容になってございまして、自然農法に限ったものではなくて、もう少し幅広い範囲での講座という形になっております。

扶川委員

そうすると、県が有機農業を実際には場で実践してそれを教える場所とか、自然農法を実践して、体験してもらったりして教える場所は、持っていないのですか。それを確認させてください。

山本農林水産総合技術支援センター経営推進課長

講座の中では、主には座学と申し上げましたが、実際にそういった自然農法であるとか有機農法に取り組まれている、実践されている農業者の方をお招きして講座をお願いしたりという形で、現場の状況も学んでいただく形になってございます。

扶川委員

有機農業だけでなく、実際に自然農法をやっているところも県内で民間にたくさんあります。そういう方が、やりたい人がいたら教えてあげると言っていますので、達田委員のお知り合いが手を挙げていただいたら、これを教えるのですが、行政としても、こういうものがどれだけ効果的なのか、検証する必要があると思います。

ちゃんと実践もしてほしい、研究もしてほしいです。それをせずに、指導なんてできるわけがないですから、それこそ座学で理屈だけで終わってしまいます。それでは駄目です。

先ほど達田委員が、耕作放棄地になっていたところを新たに耕して農地にすると、三、四年はすごく良いものができる。そうだと思います。自然農法は正にそういうもので、生えているものをその場で肥料に変えていくわけです。

そういう有機農業だって、それを外で堆肥にする場合もあるのでしょうけれど、それをまた戻して、肥料として使っていたというのです。だから化学肥料は要らないのです。

化学肥料と化学農薬に頼っていたのでは、食料危機に対応できないのは明らかですから、国としても、みどりの食料戦略で有機農業を増やしていこうといっているわけでないですか。

県としても、有機とか自然農法はどういう効果があるのかしっかり実践すべきです。

小松島みたいに、水稻で実際に成功している有機農業をやっているところがありますが、野菜だってできるわけです。

そういうものをどんどんやっていただきたいと思います。今後取り組んでいただけませんか。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、有機農業の推進に関して御質問を頂いたところでございます。

有機農業につきましては、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に寄与することが分かっておりまして、徳島県みどりの食料システム戦略基本計画におきましても、令和12年までに耕地面積に占める有機農業の割合を1.5%に拡大する目標を掲げているところでございます。

こうした中で、いきなり有機農業をやるといっても、なかなかハードルが高い部分もございまして、本県では、化学農薬や化学肥料の使用量を低減するエコファーマー、また特別栽培、さらに有機農業と生産工程の適切な管理によりまして、食品安全や環境保全を図るGAPに代表される持続性の高い農業をエシカル農業として推進しているところでござ

ざいます。

こういった取組を引き続き支援することで、本県のみどり計画に掲げております目標の達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

扶川委員

いきなりはできませんが、やってみないといつまでたっても始まらないではないですか。

県自身が試験場でちゃんとそのようなのをやって、収量も確保できる、良いものが確保できると実際にやってから、前も申しましたが、自然農法だと土づくりに大体5年掛かるのです。さあやろうかといったって、すぐにはできないのです。そんなの御存じの、釈迦^かに説法だと思いますが、今からやるべきです。

強く申し上げておきたいと思うのですが、そういう観点でいくと、達田委員がおっしゃったように、基本計画の中に数値目標をきちんと入れて、自給力、それから有機、自然農法をきっちり位置付けていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

化学肥料を低減するのはもちろん必要でしょうし、農薬の低減ももちろん必要で、エシカル農業は悪いことではないですが、それは根本的解決にならないと。国もみどりの食料戦略で有機農業25%と、ある時点までいっていますが、その中間地点で1.5%で、全然追いつかないということを私が前から申し上げているとおりですが、それはしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、食育大会についてお尋ねしたいと思います。

食育大会は、正に食をめぐる状況を子供たちにも勉強していただく、大人にも知っていただく機会にするべきです。

ブースの申込期限が過ぎているようですが、現在の申込状況と、全体に対してどのぐらい申込みがあるのか教えていただければと思います。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、食育推進全国大会のブースの申込状況について御質問を頂いたところでございます。

ブースの出展につきましては、先ほど委員お話しのとおり、10月9日から12月4日までの間で募集を行っておりまして、現在、運営事業者におきまして集計確認作業を行っておりところでございます。全体でどれぐらいという状況につきましては、まだ御報告いただけていない状況でございます。

扶川委員

それでは、全体は把握されていないとして、私の知り合いでも、自然農法や食の安全など関心を持つ人がブースを二つ設置したいということで申し込んでいる話も聞きますが、今回の食育推進全国大会で、食料危機、食料の安全保障のために必要な自給力を向上させるための有機とか、私が申し上げた自然農法とか、そういう教育啓発の場にする内容を持っているかどうかということなんです。

具体的にそのようなテーマのブースに申込みがどのぐらいあるか、今分かっていなければ、今後きっちり把握して、ついでにもう一つ言っておきますが、講演会やシンポジウム

的なものもこれから起動されていくと思うので、これは要望ですが、今申し上げたようなテーマも反映した企画にしていきたいと思います。

食の安全もそうです。食の安全と農薬の低減は不可分です。グリホサートみたいなものが日本に大手を振って入り込んで、それが発達障がいとの関係をいわれていますが、そういうことにだって県民は関心を持っています。

食の安全も含めて、そういうことをきちんと食育大会の啓発に反映させていただきたいと思いますが、お聞きします。

原田みどり戦略推進課長

ただいま、食育推進全国大会の企画の内容について御質問を頂いたところでございます。

まず、状況を申し上げますと、食育推進全国大会の企画の検討を進めるため、7月に教育、健康、農林漁業者、消費者の団体、学識経験者、行政担当等で構成する実行委員会を立ち上げまして、大会のテーマを、食の力は無限大～徳島から未来へつなぐ食育～とし、コンセプトを三つ掲げておりまして、サステナブルな食、食事を通じた健康づくり、世界も視野に入れた徳島の食の魅力発信に決定したところでございます。

この大会のテーマ、コンセプトに沿う形で、国際色豊かで新規性のある魅力的な企画の検討に向けまして、運営事業者や関係機関、実行委員会の実務レベルの方々と共に調整を進めておるところでございまして、これまで実行委員会に設置している企画部会におきまして意見を頂戴したところでございます。

近日中に第2回実行委員会の開催を予定しているところでございまして、そこで大会の企画案についてお諮りし、有識者の方々から意見を頂戴しまして、年度末から年度明け頃開催予定の第3回実行委員会に向けて、企画をブラッシュアップしてまいりたいと考えてございます。

扶川委員

サステナブルや健康で文化的な食は、正に今申し上げたような食の安全性や食料安全保障に関わる話ですから、しっかりそういうテーマが入っているかどうか、引き続き点検していきたいと思いますし、お願いしておきたいと思います。

それから地域計画も関係するのですが、地域計画は人・農地プランを発展させて、10年後の地域農業の設計図だといわれております。人・農地プランが効率的、中心的な経営体に農地を集積していくものであるのに対して、地域計画は中小規模の経営であるとか、家族経営、兼業農家みたいなもの、それから地域以外からの新規就業者等も含む多様な担い手を視野に入れて、その地域にある田んぼが耕作放棄地にならないように、ちゃんと営農されていくようにしようという計画です。

この計画には、農業者に限らず、場合によっては地域住民や行政はもちろんですが、市町村も含めて幅広く意見を聞いて作ろうということも提案されています。この理念は、非常に良いと思います。

せっかくこういうものが動き始めているのですが、3月に全市町村で策定することになって、見通しは今どのようになっていますか。

矢野農地政策室長

ただいま委員から、地域計画の進捗状況についての御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、地域計画につきましては、法に基づきました地域の目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするために市町村が策定する計画であり、現在、策定作業が行われているところでございます。

進捗状況といたしましては、現在、全24市町村107地区で策定作業が行われておりまして、農地の出し手や農地の受け手の意向把握や地域住民を含めた関係者による協議の場の設定、人と農地を結び付ける目標地図の作成作業が行われておりまして、策定期限の令和7年3月には、全地区での策定を予定しているところでございます。

扶川委員

先ほど、数は答弁でありましたけれども、是非、全部の地域で策定していただきたいのですが、もう少し踏み込んで伺います。

地域計画及び農地を色分けした目標地図づくりは、市町村と農業委員会が中心になって案を作成するのですが、一つは主体が誰なのか。

その計画が完成された後のメンテナンスについて、県にも情報提供されるようですが、誰がメンテナンスをし、その情報はどう更新されどう活用するのか、ざっくり説明をしてください。

矢野農地政策室長

ただいま委員より、地域計画の作成変更について、主宰はどこか、またメンテナンスについて、どこが主体となるのか御質問を頂きました。

まず、主宰につきましては、市町村の立てる計画でございますので、主宰は市町村でございます。

それから、メンテナンスは10年間の計画になってございますので、経済情勢の変更、それからまた担い手、出し手の状況等によりまして、地域計画の内容が変更される場合がございます。

これについては、基本的に市町村が協議の場を持って確認し、変更していくのが定めとなっているところでございます。

扶川委員

これは電子データですよ。よもやアナログの紙に色を塗るものではないですよ。

電子データであれば、その都度協議の結果に変更できると思います。県にも、その都度報告されると思います。

こういう委員会の場で、一体どこの、担い手もはっきりしない私有地がどれだけあって、どれだけそれが減りましたかと聞かれたときに分かるような仕組みになってないと、実践的に役に立たないです。

それから、その現場現場で白抜きになっているところに、実際新たに担い手を付けていく作業がどう進んでいるかということ、その地域地域で、議会、住民、農業者、農業委員会なんかが点検できるようにすべきです。だから、計画を定期的に見直すだけでは、棚

ざらしになるおそれがあります。

活用の仕方としては、実践的に活用されると思うのですが、そのあたりはどんなものになっていますか。

矢野農地政策室長

ただいま委員より、地域計画の様々な進捗状況や変更の状況について、点検する仕組みが整備されているかどうかという御質問を頂戴したかと思えます。

地域計画につきましては、法整備としまして、関係者との間で協議の場を持つという制度設計がされております。

この協議の場の設計につきましては、経済状況の変動、それから担い手をどう変えていくかという場面では、協議の場が持たれます。また、現況地域計画の中に設定されている農地が、経済情勢の変動で他の部門に用途を変更し、除外していく作業の場合には、協議の場が設定され、縦覧を経て計画が改められるという形になっておりますので、点検、それから進捗状況が協議の場を通じて確認され、数値的にも関係者の間で確認されていくものと考えております。

扶川委員

分かりました。

是非、実践的に活用していただけるものにしていただきたいと思います。

あと、先ほどのお尋ねをしますけど、その場合に、例えば耕作放棄地、荒廃農地もこの地図には入るのですか。

そこは、どういう形で、例えば白を主として入るのか、それとも最初から、今耕作されてないところは外に置かれるのか教えてください。

矢野農地政策室長

ただいま委員より、地域計画の中で耕作放棄地がどのように取り扱われるのかという御質問を頂戴しました。

耕作放棄地については、現在公開されております地域計画の協議の場での状況としまして、51地区のうち38地区で遊休農地の防止、解消が課題とされているところでございます。

また、全ての地区におきまして担い手の確保が課題となっており、遊休農地の将来にわたっての発生についての懸念は、全ての地区の計画においてあるものと考えております。

その中で、計画の中に、備考欄ではございますが、遊休農地の面積を記入するということも様式上ありまして、遊休農地の面積、また解消策が検討されるものと考えております。

扶川委員

それぞれの地域で耕作放棄地がどうなっているのか、遊休農地がどうなっているのか、荒廃農地になってしまっていないか、そういうことがデータで一目瞭然で分かる、リアルタイムで把握される。それに対して、頻繁にそれについて議論を重ねて、協議して、担い手を見付けていく、それで解消を図っていく。先ほどもおっしゃったように、三百何十haも毎年増えているような状況にストップを掛ける。そのツールにこれを是非していただいた

いと申し上げて、このことについては終わります。

林農林水産総合技術支援センター副所長

先ほど扶川委員より、有機農法実践・研究の取組状況ということで御質問を頂いたかと思えます。

研究部門におきましては、みどり戦略に基づきまして化学農薬、そして化学肥料が低減可能な社会技術体験の開発にも取り組んでいるところでございます。

例えば緑肥、いわゆる植物そのものを肥料の一種として育てまして、田畑にすき込んで利用するものでございますが、それでありまして、家畜堆肥などの有機肥料を活用した現場で、よく栽培体系として取り組まれております水稻とブロッコリー、その複合系の栽培体系の確立などにも取り組んでいるところでございます。

扶川委員

分かりました。

緑肥とか結構なことで、両方とも大事なことだと思いますが、不耕起栽培があります。いろんなものに挑戦していただきたいです。

土壌の中にいる細菌自体に栄養素を作らせるということが自然栽培ですが、そういったものの研究も進めていただきたいとお願いして終わります。

古野委員

しゃべらないでおこうかと思ったのですが、農業に携わる者というか、実践している者の一人として、今のお話から午前中の達田委員の話から含めて、私は有機農業を否定するものでもないし、研究して実践して広めていくことは絶対必要なことであるし、将来的にそうならないといけないと思う。けど、今すぐ急に、この日本の人口だったら、世界人口を支えるために、今までの慣行農業を全て否定するわけではないけど、それを悪のように捉えるような言葉の中で、そういうものの言い方は決して良いことではないと思うのです。これ、討論したいわけではないのですが。

ですから、それを一刀両断してしまうというのは、私は絶対的にしてはならないと、これは段階的に進めていかなければならないと思うのです。

特に今朝の午前中、達田委員がおっしゃった農薬に関して、そのことが私、かちんときたんですね。農薬をかけてかけてというあのフレーズ。

（「私ですか」と言う者あり）

そうおっしゃったんで、達田委員に聞くのでないのですが、当然、基準は守られて農薬は使われておると私は信頼しております。

聞くわけでないのですが、誰か答えられる方がおられたら、ちゃんとした農薬の基準の中で使用をされておるということを一言言っていただけたらと思います。

七條農林水産部副部長

現在の慣行農業におけます農薬の使用の状況について、理事者側の認識についての御質問かと思えます。

正に委員の御指摘のとおりでございまして、有機農業は環境負荷低減のために今後、推進していくべき分野かと思っております。

一方で、本県におきましては99%以上が慣行農法を行っております。慣行農法の中には、当然効果的に作用します化学肥料でありますとか、化学農薬を使うこととなります。

委員お話しのように、この使用に当たりましては、特に農薬の御指摘でございましたけれども、農薬取締法や食品衛生法などに基きまして、使用回数や数量、残留農薬の基準値の上限などがそれぞれ定められておりまして、農業者の方々がそういった基準を遵守しまして、一般の消費者に安全にお召し上がりいただける農作物を常に提供させていただいておると信じています。行政としても、そういった農業が励行できるように、常に指導をしまっているところでございます。

こういったことから、委員が御指摘のとおり、今後推進すべき有機農法、これまで食を支えてまいりました慣行農法の両者が適正なバランスで併存をするような農業であるべきと考えております。

古野委員

ちゃんと守られた状況の中で使われていて、今まで以上に指導してあげていただけたらと思います。

今朝、私は香酸かんきつの残渣の利用を申し上げたのですが、そういうのを堆肥化して戻すという、どこからか手を付けていながら有機農業に少しでもシフトしていくという姿勢で臨んでいかなかったら、今までの分を否定するというのは始まらないだろうと思うのです。

井村委員長

ほかに質疑はございませんか。

なければ、私から、1点質問したいのですが、副委員長がおいでないので、自分で進行します。

扶川委員、また岸本委員に関連してお聞きしたいのです。扶川委員から地域計画の進捗状況等々をお聞きいただいたのですが、これって岸本委員のいう市街化区域もありますよね。市街化の中にも農地はありますよね。市街化調整区域で少々やっているのか、市街化区域、調整区域も含めて、徳島県下農地全部で、その地域計画をそれぞれの市町村でやられているのかというのが一つ。

もう1点、岸本委員の午前中の質疑の中で、市街地の農地利用の中で、農地を面的に利用するのに土地利用を誘導していくという御発言だったのですが、市街化区域においては、土地開発のほうに誘導していくという趣旨だったのか。その2点、確認させてください。

矢野農地政策室長

まず、地域計画が市街化調整区域と市街化区域、両方にまたがって計画されるものかということでございますが、原則として市街化調整区域、いわゆる農業振興地域の区域内で、計画としては策定されるものと考えてございます。

それから2点目の、いわゆる市街化区域内の農地について、どう考えるかということと

と思いますが、基本的に市街化区域の農地につきましては、農地以外の利用を進めていくというのが都市計画法上の考え方でございますので、ここの市街化区域の農地まで、農地関係制度で規制していくつもりはございません。

井村委員長

なぜこれを聞いたかといいますと、市街化区域の中の農地は、いわゆる宅地並み課税がありますよね。道を隔てて調整区域であれば、地域によって違うのでしょうか。一反700円か800円、道を挟んでこっちが市街化区域になったら8万円から10万円まで、市街化区域と同じ一反の農地でありながら差があるという現状の中で、そういう計画の法律で土地の誘導をするから宅地並み課税でもらっています、そこは行く行くは土地開発をしてくださいって言ったんだけど、それって昭和二十何年のときに決められた法律で全然変わっていない。それぞれそのマスタープランで5年ごと、10年ごとに見直しをしているというのは聞けるのですが、そこで聞きたいのは、岸本委員が言った市街化区域の中で農地が現状あります。確か向こう20年農地にしますという約束をしていたら多分、宅地並み課税ではなくて、農地になったと思うのです。

確かそういうルールで見ると、市街地の中の家に田んぼがぽつん、ぽつんとあるのは、多分そういう計画で、食べるために農地をしますという、なかなか下げられないのかなと、大変なところでお米を作っているなって感じるのですが、それって矛盾しているように思うのです。

市街化区域で農地を開発しましょう、ただ20年間農地にするのであれば宅地並み課税を農地並みに下げてあげますというのは矛盾しているように思うのです。これについて、東部都市計画ですずっとやってきていると認識しているのですが、それは農林の考え方からしたら矛盾していると思うのですが、そこらの御所見、何か御答弁いただけますか。

矢野農地政策室長

市街化区域内の農地をどのように評価するか、守っていくかという部分で、農業部門の農地規制の中でどう考えるかという御質問かと思います。

農地制度におきまして、市街化区域内の農地の管轄については、基本的に国土交通省の中の部分で、市街化区域内の農地を緑地として評価して、課税の猶予なり、課税標準を下げていくというような、いわゆる生産緑地の考え方が取られている場合はございます。

ただ、徳島市、県の場合は、今のところ都市計画に基づく生産緑地の指定はないというところだと思います。

私どもの中で、市街化区域内で大変高収益を上げていらっしゃる農家、花とか、集約的な農業をされているところはたくさんございまして、農家からも苦勞されているというお話は聞いているところなんです、関与できるとすれば、市街化調整区域と市街化区域の隣接部分にとどまっているというのが、所見ではないのですが、現状かと思います。

井村委員長

なかなか答えづらい質問をしたと思うのですが、現状は、これまで田んぼだったところが新興住宅地になったら、今まで農道だったところに今度、家が建ったら公衆用道路に

なって、それで家が建って今度トラクターが通ったら、前に土を落とした、朝から草を刈っていたら機械がうるさいので御近所トラブルになるというのがある。

今言われたように、基本的に市街化区域においてはしっかり土地開発、土地利用者に土地を開発してもらう。

そこで農作業をしたかったら、市街化調整区域で土地を預かってやればいい話であって、そこでしっかり農業をやりたい人はやってもらう、それをきちんとやってあげたらいいんだらうと思うのです。

今後20年間、農地をしますと約束していても、体調が悪くなったり、今の農業だったら、トラクターかコンバインか乾燥機のどれか一つ壊れたら農業をやめますという人がほとんどの中で、約束はしているのだけどやめますと言ったら、そこは開発したくても開発できないようなくくりになる。それは解除できるのかな。あと20年間農地をするのだから税金を下げていたのだけど、農地をやめるので、今後20年間約束をしてたあれをやめて売りますというのは、制度上できるのですか。20年間は農地をするという約束だから税金を下げたというのは。所管が違うのだったら、所管が違うと言ってください。所管のところで聞きますので。

矢野農地政策室長

恐らく相続税の納税猶予の話かと思います。

これについては、所管は財務省なので、すみませんが正確な答弁を差し控えさせていただきます。

井村委員長

答えにくい質問をして申し訳なかったです。

ただ、市街化区域と調整区域の農地維持の中でも、そのようないろんな課題があるので、そこらも併せてお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。
議事の都合により、休憩いたします。（13時43分）